

特定非営利活動法人 首里まちづくり研究会 会則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人首里まちづくり研究会（以下、本会という）といい略称を「すいまち研」という。事務所を那覇市に置く。

(目 的)

第2条 本会は首里地域コミュニティの活性化を図り、首里文化を啓蒙し、同時にまちづくり等、ハード・ソフト両面の活動を通して、首里地区の経済と文化発展推進を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は首里のまちづくりに関する次の事業を行う。

- (1) 勉強会や研究・行政への提案、美化支援活動
- (2) まちなみ及び景観に関する事業
- (3) 伝統文化の継承・青少年健全育成に関する事業
- (4) 情報発信・観光サービス及びイベント事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は本会の目的に賛同する正・準会員、賛助会員で構成する。

(会 費)

第5条 会費は次のとおりとする。

- 正会員 入会金 1,000 円 年会費 6,000 円
準会員 無 料（対象は学生を基本とする）
賛助会員 年会費 3,000 円（個人）
賛助会員 年会費 10,000 円（法人・団体）

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1 名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 理 事 5 名以上 2 5 名以内
 - (4) 監 事 2 名
2. 理事及び監事は総会において選出する。
3. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
4. 理事長は本会を代表し会務を総理する。
(1) 副理事長は理事長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
(2) 監事は本会の定款第 15 条 4 項に準じ職務を行う。
5. 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
(1) 役員は任期が満了するも後任が選出されるまでの間はその職務を行うものとする。

(機 関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会

(総 会)

第8条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は年 1 回これを開き、臨時総会は理事長が必要と認めるときこれを開く。
3. 総会においては本会の定款第 23 条 1 項に準じ次の事項を決定する。
 - (1) 本会運営の基本的事項。
 - (2) 予算の議決、決算の承認に関する事項。
 - (3) 会則の決定、変更に関する事。
 - (4) その他重要な事項。
4. 総会の議長は出席会員の中から選任し、出席者の過半数の同意により決する。

(理事会)

第9条 理事会は理事によって構成する。

2. 理事会は定款第 33 条に準じ理事長が招集する。
3. 理事会は総会に附すべき事項を審議決定する。
4. 理事会の議長は理事長これに当たり、出席理事の過半数の同意により決する。
5. 理事会は会務執行についての重要事項を審議決定する。
6. 緊急を要する重要事項で総会を開く暇がないとき理事会において審議決定することができる。この場合、次の総会に報告しなければならない。

(専門部会)

第10条 専門部会は専門部員によって構成し、事業に関する専門事項について調査審議し理事長に報告する。

2. 専門部員は理事会で選出する。
3. 部会長は専門部員の互選による。
4. 専門部会の運営については専門部会で定める。

(経 費)

第11条 本会の経費は会費、寄付金、事業費、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 3 1 日をもって終る。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置き理事長が委嘱する。

(報 酬)

第14条 役員は総会、理事会の運営は無報酬とする。

(補 則)

第15条 この会則に定めるもののほか、会務執行上重要な事項はその都度、理事長が定める。

(附 則)

この会則は 2 0 0 8 年 6 月 1 日から施行する。
2 0 1 0 年 6 月 2 6 日 一部改正